

監査報告書

令和 7 年 4 月 29 日

社会福祉法人 福沢会

理事長 福澤 誠治 殿

監 事

原田 和代



令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの令和 6 年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果と意見について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、または理事及び職員等からその職務の執行についての報告を受け、あるいは必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を確認し、事業運営の状況を調査しました。また昨年度に続き、所管推奨のガイドラインチェックリストを利用しました。

以上の方法により、当該事業年度に係る報告及びその関係書類等について検討をいたしました。

2 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその関係書類等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

3 監査を通じての意見

① ガイドラインにおける役員、特に監事の役員会出席に関する項目については、役員会成立の必須要件ではないため、拘ることへの疑問を感じます。社会福祉法人役員の多くが別に生業、あるいは専門職にある以上、時として欠席はやむを得ないことであり、その責に見合った所得や権利も担保されないまま、ただ個人的負担を強いるような所管の指導には賛同致しかねます。役員会に限らず法人諸活動に多くの役員が参加できるよう配慮しつつも、決議その他の重要事象については、法及び定款に適った運営を行うことを最優先としてください。

② 議決権行使は認めないとしても、欠席理事や監事の意見・意思表明を文書にて徴することは有益と考えます。リモートやビデオ通話等での役員会参加が出席と見做される昨今ですが、後々の記録や証拠としての保存・保管方法がまだまだ曖昧で、改竄が容易であることから適用には慎重であっていただきたい。

③ 第三者評価については、費用負担してまでの受審の必要性を認めません。

【①～③】前年より引き続きの意見とします。

④ 福祉事業所における介護報酬の不正請求を中心とした不適切運営、職員への各ハラスメント、また介護職員による利用者への虐待、逆に介護職員への利用者による暴言・暴力や、保護者からのハラスメント等、福祉事業及びそれに関わるすべてに対して、世間一般はより実態を知る機会が増え、そして冷やかな目を向けていると感じています。

社会福祉法人が運営する福祉事業所として、公助の主たる担い手であることを正しく理解し、公平公正な姿勢をもって業務にあたっていただきたい。

以 上

社会福祉法人 指導監査ガイドラインチェックリスト(令和5年版)

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
I 法人運営			
1 定款			
1	・ 必要的記載事項が記載されていない ・ 定款に記載された内容と事実とが異なる	3	○
2	・ 定款変更についての評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請もしくは届出がされている	4	-
	・ 定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している		-
3	・ 定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続を行っていない又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届出の手続が行われていない	4-5	-
	・ 主たる事務所における定款の備置きが行われていない ・ 従たる事務所における定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機(パソコン)への記録が行われていない		○
	・ 定款がインターネットを利用(法人ホームページ等)により公表が行われていない(なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。)		○
	・ 備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない		○
2 内部管理体制			
1	・ 内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある	5-6	-
3 評議員・評議員会			
(1) 評議員の選任			
1	・ 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない	6	○
	・ 評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない		○
	・ 評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない		○
2	・ 評議員の選任手続において、 ① 評議員候補者が欠格事由に該当しないこと ② 当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと ③ 暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを法人において確認がされていない	7-9	○
	・ 欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者がいる		○
	・ 評議員が当該法人の役員又は職員を兼ねている		○
	・ 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている		○
	・ 社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の5分の1を超えている		-
	・ 欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる		○
3	・ 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない(同数以下の場合)	9	○

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
	(2) 評議員会の招集・運営		
1	・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない	9-10	○
	・評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間)までに評議員に通知がなされていない		○
	・電磁的方法により通知をした場合に、評議員の承諾を得ていない		-
	・評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない		○
	・評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない		-
	・定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年6月末日(定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき)までに招集されていない		○
2	・成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた	10-12	○
	・決議を要する事項について、決議が行われていない		○
	・成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた		○
	・決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない		○
	・評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない		-
	・評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない		-
3	・議事録が作成されていない	12-14	○
	・議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である		○
	・議事録が、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていない		○
	・評議員会の決議を省略した場合に、同意の意思表示が行われた書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に評議員会の決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていない		○
	・定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない		○
4	・計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない	14	○

項目	ガイドライン指摘基準該当事由		頁	確認欄
4 理事				
(1)定数				
1	・定款で定めた員数が選任されていない	14-15	○	
	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない		○	
	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、補充の検討が行われていない		-	
(2)選任及び解任				
1	・理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない	15-16	○	
	・理事の解任が評議員会の権限の濫用に当たる(現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に該当しない場合)		-	
	・理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない		○	
(3)適格性				
1	・理事の選任手続において ①理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと ②各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと ③暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない	16-18	○	
	・法人が保有する書類により ①欠格事由に該当する者がいること ②各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した		○	
	・暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている		○	
	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている		-	
	・欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる		○	
2	・理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない	18-19	○	
	・理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない		○	
	・当該法人が施設を設置している場合であって、施設の管理者が理事として一人も選任されていない		○	
(4)理事長				
1	・理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない	19	○	

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
5 監事			
	(1)定数		
1	・定款で定めた員数が選任されていない	19-20	○
	・定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない		○
	・欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない		-
	(2)選任及び解任		
1	・監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない	20-21	○
	・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない		○
	・監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない		-
	・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない		○
2	・監事の選任手続の過程において、 ①監事候補者が欠格事由に該当しないこと ②理事又は職員を兼ねていないこと ③各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと ④暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないこと について確認していない	21-23	○
	・法人が保有する書類により、 ①監事のうちに欠格事由に該当する者がいること ②理事又は職員を兼ねている者がいること ③各役員と特殊の関係にある者が含まれていることが判明した		○
	・暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている		○
	・社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている		-
	・理事会への欠席が継続しており、各目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる		○
3	・監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない	23-24	○
	・監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない		○
	(3)職務・義務		
1	・監査報告に必要な記載事項が記載されていない	24-26	○
	・監事が期限までに特定理事(計算関係書類の監査報告について、会計監査人設置法人にあっては特定理事及び会計監査人)に監査報告の内容を通知していない		○
	・理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる	26	
	・監事の全員が欠席した理事会がある		

項目	ガイドライン指摘基準該当事由		頁	確認欄
6 理事会				
(1)審議状況				
1	・理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない	26-27		○
	・招集権を有さない者が理事会を招集している			○
	・招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない			○
2	・成立した決議について、法令又は定款に定める定足数又は賛成数が不足していた	27-29		○
	・議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない			○
	・議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている			○
	・理事会で評議員の選任又は解任が行われている			-
	・欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている			○
	・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない			○
	・理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない			○
3	・理事に委任ができない事項が理事に委任されている	29		○
	・理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない			○
4	・理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていない	29-30		○
(2)記録				
1	・議事録に必要事項が記載されていない	30-32		○
	・議事録に議事録署名人の署名等がない			○
	・必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない			○
	・必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない			○
(3)債権債務の状況				
1	・多額の借財(専決規程等がない場合は全ての借財)について理事会の決議を受けた上で行われていない	32		-

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
7 会計監査人			
1	・特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない	32-33	-
	・定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない		-
	・会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない		-
2	・会計監査人が評議員会の決議により選任されていない	33-34	-
	・理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない		-
	・理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない		-
	・評議員会に提出された会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない		-
3	・会計監査人が会計監査報告を作成していない	34-35	-
	・会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない		-
	・会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない		-
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬			
(1)報酬			
1	・評議員の報酬等の額が定款で定められていない	36	○
2	・理事の報酬等の額が定款で定められていない場合に、評議員会の決議により定められていない	36-37	○
3	・定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない	37	○
	・評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない		-
4	・会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない	37-38	-
(2)報酬等支給基準			
1	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない	38-39	○
	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員会の承認を受けていない		○
	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない		○
	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない		○
	・支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない		○
	・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない(所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない)	39	○
(3)報酬の支給			
1	・支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている	39-40	○
	・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない		○
(4)報酬等の総額の公表			
1	・理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない	40	○

項目	ガイドライン指摘基準該当事由		頁	確認欄
Ⅱ 事業				
1 事業一般				
1	・定款に記載している事業を実施していない(休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く)	40-41	○	
	・定款に記載していない事業(定款に記載を要さない事業を除く)を実施している		○	
2	・地域公益取組の内容が関係法令に明らかに違反する	41-42	-	
2 社会福祉事業				
1	・社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である(法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」ものと所轄庁が認める場合を除く。)	42-43	○	
	・社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている		○	
2	・法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない	43-45	○	
3 公益事業				
1	・事業に社会福祉との関連性又は公益性がない	45-47	-	
	・公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている(所轄庁が認める場合を除く)		-	
	・事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない		-	
4 収益事業				
1	・収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている(当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。)	47-48	-	
	・収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない		-	
2	・収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている(所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く)	48-49	-	
	・収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである		-	
	・収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである		-	

項目	ガイドライン指摘基準該当事由		頁	確認欄
Ⅲ 管理				
1 人事管理				
1	・「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている ・職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていない	49-50	○ ○	
2 資産管理				
(1)基本財産				
1	・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について基本財産として定款に記載されていない ・基本財産である不動産の登記が適正になされていない ・国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない ・社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない ・基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない ・社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない	50-52	○ ○ - - - -	
(2)基本財産以外の財産				
1	・法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない ・社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない	52-53	○ ○	
(3)株式保有				
1	・保有が認められない株式を保有している ・所轄庁に必要書類を提出していない	53-54	- -	
(4)不動産の借用				
1	・社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていない ・社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない(登記が不要な場合を除く。)	54-56	- ○	

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
3 会計管理			
(1) 会計の原則			
	・法人の財務状況を正確に表示しない(問題を隠す等)ことを目的として会計処理を行っている ・会計基準に則さない会計処理(会計処理の誤りを含む)により計算書類の内容に重大な影響を与えた	56-57	○
(2) 規程・体制			
1	・経理規程が定められていない	57-58	○
	・経理規程の内容が法令又は通知に反する		○
	・経理規程が定款に定める手続により決定されていない		○
	・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない		○
2	・経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運営体制について定められていない	58	○
	・経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない		○
	・管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない		○
(3) 会計処理			
1	・設けるべき事業区分が設けられていない	58-59	○
	・設けるべき拠点区分が設けられていない		○
	・拠点区分が属するべき事業区分に属していない		○
	・設けるべきサービス区分が設けられていない	59-60	○
2	・会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている	60-61	○
3	・作成すべき計算書類が作成されていない	61	○
	・資金収支計算書の様式が会計基準に則して作成されていない	61-62	○
	・資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていない	62	○
	・予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていない	62-63	○
	・補正予算の編成について、定款に定める手続が行われていない		○
	・事業活動計算書の様式が会計基準に則して作成されていない	63-64	○
	・収益及び費用が適切な会計期間に計上されておらず、それが広範囲かつ金額的に重要であると確認された	64	○
	・貸借対照表の様式が会計基準に則して作成されていない	65	○
	・架空資産の計上が確認された	65-66	-
	・減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われていない	66-67	○
	・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない	67	-
	・第1号基本金、第2号基本金、第3号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない	70-71	○
	・基本金として、第1号基本金、第2号基本金及び第3号基本金以外のものが計上されている		○
	・国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない	71-72	○
	・当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額を超えて積立をしている	72-73	-
	・その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない		-
	・積立ての目的を示す名称を付していない		-
		・積立金と同額の積立資産が計上されていない	

項目	ガイドライン指摘基準該当事由	頁	確認欄
(4)会計帳簿			
1	・会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていない	73	○
	・会計帳簿がその閉鎖の時から10 年間保存されていない		○
	・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない		○
(5)附属明細書等			
1	・注記事項について計算書類の金額と一致していない	73-74	○
	・把握された注記すべき事項が注記されていない	74-75	○
2	・作成すべき附属明細書が作成されていない	75-77	○
	・附属明細書について計算書類の金額と一致していない		○
	・附属明細書が様式に従っていない		○
3	・財産目録が様式に従っていない	77-78	○
	・法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額と財産目録の金額が一致しない		○
	・基本財産と定款が一致しない		○
4 その他			
(1)特別の利益供与の禁止			
1	・法人の関係者に特別の利益を供与している	78-79	-
(2)社会福祉充実計画			
1	・社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない	79-80	-
(3)情報の公表			
1	・必要な事項がインターネットの利用(法人ホームページ等)により公表されていない(所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない)	80	○
(4)その他			
1	(助言)第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていない	80-81	-
2	(助言)法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない	81-82	○
3	・指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続(法務局等への具体的な協議を含む。)を行われていない	82-83	○
4	・法人印及び代表者印についての管理が行われていない	83	○
	・随意契約によることができない案件について随意契約を行っていた		○
	(口頭指摘)理事長が契約について職員に委任している場合であって、委任の範囲を明確に定めていない		-